

# 2025 おおがわら商品券

(おおがわら暮らし・ほっこり商品券)



大河原町観光PRキャラクター  
さくらっきー

## 商品券取扱店を募集します!

### おおがわら商品券(おおがわら暮らし・ほっこり商品券)とは

世界情勢等によるエネルギー、食料、物価価格の高騰により家計や地域経済への影響が続いていることから、町民生活を支援するとともに、地域における消費を喚起し、地域経済の振興を図るため、令和7年10月1日現在で町の住民基本台帳に記録されているかたに対し、町が「おおがわら商品券(おおがわら暮らし・ほっこり商品券)」5千円を発行するものです。

※商品券取扱店登録等にかかる業務は、大河原町商工会が町から業務委託を受けています。

### 1 募集対象者 町内に店舗を有する事業者(商工会会員問わず)

#### 申請方法

#### 大河原町商工会へ裏面の登録申請書を提出

申請者の代表者氏名は自署で記載願います(店舗代表者氏名可)。  
登録料や換金手数料、換金時の振込手数料はかかりません。

### 2 取扱店の募集期限 令和7年10月3日(金)

募集期限後も随時受け付けいたしますが、商品券周知チラシに店舗名を掲載できません。  
町や商工会のホームページ、店頭ポスターでの周知のみとなります。

### 3 商品券の区別(5千円分の商品券の内容) 商品券は500円単位の10枚綴りとなります。



## A券

2,500円分

売場面積500㎡未満の小売店舗、その他業種の店舗等で使用できるものです。



## B券

2,500円分

A券店舗等と売場面積500㎡以上の小売店で使用できるものです。

### 4 商品券の取扱期間 令和7年12月1日(月)～令和8年2月1日(日)

#### 商品券取扱店に登録された後の流れ

- 11月……………11月中旬に商品券取扱に必要な取扱マニュアルや周知チラシ、店頭ポスターなどを商工会にて配付いたします。
- 12月～翌年2月……12月から商品券取扱。商品券により販売した分の金額を商工会に請求し、指定振込口座に入金されます。
- 翌年2月……………2月1日までの商品券取扱に対して最終の請求をし、すべて精算をします。

- 商品券取扱店に関するお問合せ
- 商品券発行事業に関するお問合せ

大河原町商工会  
大河原町商工観光課

TEL 0224-53-1260  
TEL 0224-53-2659